

いじめ防止等対策の取り組みについて

福島工業高等専門学校

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	本部からの「いじめ防止のための情報共有について」のお知らせの周知を行った。また、学生向け「校内の人との関わり」「学生生活のアンケート」実施の際、教職員に事前に告知を行い、見守りの呼びかけを行い、いじめの芽を摘む努力をした。	引き続き、「学生生活アンケート」を実施したほか、顧問弁護士により講演会を開催し、全教職員の「いじめ」の定義について意識啓発を行った。	
2	定期的(2ヶ月1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	「いじめ対策委員会」を、いじめアンケート実施後に定期的に開催し、相談があった学生について、委員会内で情報共有を行っている。	引き続き定期的に開催する。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	毎年1回、SSWによる講演会を実施。毎回、学生に対する理解を深める内容となっており、学生支援に役立っている。	引き続き定期的に開催する。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「校内の人との関わり」「学生生活のアンケート」実施について、教職員に周知を行っている。また、いじめ防止等基本計画において職務内容を定め、本校ホームページに掲載することで、全教職員に周知している。	引き続き定期的に周知を行う。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	年度初めの教員会議で、学生主事から口頭で「学生主事会議」の報告と併せ、アンケートの実施時期、学生面談の実施時期等についておおよその流れを周知している。	引き続き周知を行う。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子把握した場合には、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	気になる学生がいた場合は、情報共有を徹底している。	学生委員会、学生保健センター、学級担任が連携し、常に情報共有できる体制を継続する。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16条に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	福島高専いじめ防止等基本計画に重大事態への対応や「いじめ対策委員会」の役割が明記されており、周知されている。	引き続き周知を行う。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	アンケートの結果や、その後の面談等の情報については、対応している関係教職員で共有している。	引き続き情報共有を行う。	
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和5年度末に点検を行い、福島高専いじめ対策委員会設置要項の改正を行った。	令和7年度にいじめ防止等対策ポリシーの一部改正に伴い、いじめ防止等基本計画の改正を行った。また、併せていじめ対策委員会規則を新たに制定した。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	「校内の人との関わり」3回「学生生活のアンケート」1回、年4回実施し、全学生の面談も実施した。情報は「いじめ対策委員会」で共有している。	「いじめ」というワードを出さない表現に変えている。アンケートで気になる回答をした学生には面談を実施し、実態把握を行っている。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	毎週SSWへの相談の機会が設けられ、心配な学生がいれば、学生主事と共有している。深刻な相談があれば、いじめ対策委員会として情報共有するものとしている。	必要な場合にSCにも相談できる体制としており、SSW・SCともに毎週来校している。また「チーム福島高専」として、警察・顧問弁護士と連携体制を継続している。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全学生を対象に、毎年SNS講座を実施している。令和6年度は 月 日に実施した。	引き続き全学年を対象に研修を実施する。	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	夏休み前、冬休み前の学生集会において、学生主事からの講話として学生に周知している。	引き続き周知を行う。	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	アンケートの際、学生の自覚を促すよう周知している。学生会長を中心に、学生が主体的に取り組める内容について検討を依頼している。	令和7年度に学生会が中心となり、いじめ啓発ポスターを作成し、学生への啓発活動を行った。引き続き、学生主体の取組みを継続する。	
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	本校ホームページに「学校いじめ防止等基本計画」を掲載、保護者向け後援会総会資料に、いじめ防止の取組に関する文書を併せて周知している。	引き続き、保護者向けに周知を行う。	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	被害者・加害者及びその保護者に対して、学内対応方針を伝えることとしている。	引き続き、被害者・加害者ともに丁寧に対応していく。	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	後援会総会資料など、様々な場面で、学校としていじめ防止に取り組んでいることを説明している。チーム福島高専として、外部の組織との連携もできている。	引き続き、会議などで説明を行い、外部との連携・協力体制を継続する。	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	平成30年度から、「チーム福島高専」を発足させ、警察署・弁護士・SSWなどが連携を行い、直ちに情報共有ができる態勢を構築している。	医療機関との連携協定を締結しており、引き続き「チーム福島高専」の体制を維持して対応していく。	